

経済・財政再生アクション・プログラム 2016（案）

本プログラムは、「経済・財政再生計画」¹に則り改革を引き続き着実に推進するため、昨年末策定された「経済・財政再生アクション・プログラム」（以下、「プログラム 2015」という。）²の基本的な考え方を踏襲し、改革工程について新たな取組等を明確化した改定版である³。

1. 改革初年度（2016 年度）におけるこれまでの取組と今後必要な対応

[1] 改革初年度（2016 年度）におけるこれまでの取組状況

改革の初年度に当たる 2016 年度においては、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、600 兆円経済の実現と 2020 年度の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指しつつ、改革工程表に沿って、民間企業等がサービスを担うことで効率化を図る「公的サービスの産業化」、動機付けによって住民や保険者、企業、地方自治体等の行動変化につなげる「インセンティブ改革」、「見える化」の推進や IT 化などの「公共サービスのイノベーション」に取り組んでいるところである。こうした歳出改革は公共サービスの無駄をなくし、質を改善するため、各主体が自ら意欲を持って参加することを促し、民間活力を活かしながら歳出を抑制するものである。

（「見える化」の徹底・拡大）

「見える化」の徹底・拡大を通じ、「ワיז・スパンディング」を促すことで経済と財政双方の一体的な再生を図ることが本プログラムの基本的な考え方である。こうした「見える化」については、これまで、医療費や介護費の地域差の「見える化」、経年比較や類似団体比較を含めた自治体に関する住民一人当たりの決算額の「見える化」、自治体別の経済・財政や暮らしの指標の「見える化」に関するデータベース⁴の開設などの各府省庁による取組の進展が見られた。

¹ 経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）第 3 章。同計画には、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020 年度までに黒字化、その後の債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すという目標、並びに、

- ・国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの 3 年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が 1.6 兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を 2018 年度（平成 30 年度）まで継続させていくこととする。
- ・安倍内閣のこれまで 3 年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5 兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を 2018 年度（平成 30 年度）まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020 年度（平成 32 年度）に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。

等の目安が定められている。

² 経済・財政再生アクション・プログラム（平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定）。

³ 本プログラムは、経済・財政一体改革推進委員会での検討を経て、経済財政諮問会議において取りまとめるものである。

⁴ 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイト」：

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/mieruka/index.html>

今後も、改革の原動力として、一層の「見える化」の推進を図る必要がある。例えば、地域差を「見える化」する際には、地域差を単に示すだけではなく、人口規模や年齢構成の差異などでは説明のつかない地域差を抽出して示すとともに、それをもたらしている要因の分析や、解決策の検討を行い、関係者間の課題共有や、行動変化を促していく必要がある。

(先進・優良事例の展開促進)

ボトムアップの歳出改革を進める上で重要な先進・優良事例の展開促進については、日本健康会議による先進的な予防・健康づくりの好事例の全国展開の推進、関係府省庁による自治体クラウドの更なる展開に向けた取組の推進等が図られている。

一方、各府省庁の情報提供が単なる事例紹介にとどまっているケースも多いことから、事例の具体的な実行プロセスを併せて提示するなど、情報の質を高めていくことも必要である。

また、先進・優良事例からだけではなく、成果が必ずしも挙がっていない取組から教訓を得ることも重要であり、幅広い事例収集・公開と要因分析を行い、それを今後の政策立案に活かしていく。

[2] 改革2年目における今後の取組

これまでの取組により、客観的な評価を通じた改革推進に必要なデータが集まり始めている。改革2年目（2017年度）においても、データの十分な利活用を図りながら「見える化」を徹底・拡大し、全ての改革項目について、改革の具体化や改革工程表に沿った取組を引き続き着実に進める。また、取組のP D C Aサイクルの定着を確かなものとしていくために、今後は改革の点検・評価、政策効果の測定・分析に更に努めていく。

我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

主要歳出分野ごとの取組については、2.において詳述するが、今後の取組として主なものを挙げると以下のとおりである。

社会保障分野では、医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化等を引き続き行う。2016年末までに検討を行うこととされていた事項や高額薬剤の価格見直し等については、検討の結果に基づき着実に実施していく。制度改正等の影響を把握・検証し、集中改革期間内において、必要な見直しに向けた視点や検討期限等について改革工程表上明確化する。引き続き検討が必要な事項については、2017年以降に検討することになっていた課題とともにできるだけ早期に議論を進めていく。一人当たり医療費の地域差半減に向け、都道府県の医療費適正化計画等の策定・推進を後押しするとともに、医療費の地域差や伸びの要因分析を進め、関係者間の調整等を通じて、関係者それぞれの役割分担と責任を明確にしながら協働して取組を進めるようガバナンスの強化を図ることが重要である。また、疾病予防や健康づくりに向けた取組は国民の生活の質（Q O L； Quality of Life）や企業の生産性の向上につながるものである。このため、地域や職場ごとの健康課題を「見える化」・類型化することで、日常生活における

取組も含め、民間事業者も活用した先進的なデータヘルス事業⁵を全国展開する。

社会資本整備分野では、コンパクト・プラス・ネットワークの形成、公共施設のストック適正化やストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進等に引き続き取り組む。「ワイズ・スペンディング」を徹底し予算の質を高めることにより、生産性の向上、民間投資の喚起、国民のQOL向上、国土強靭化の推進を図る。また、IOT⁶、ICT等を活用したインフラマネジメントを推進する。あわせて、ストック効果の評価手法を整備し、PDCAサイクルへの活用を進める。

地方行財政分野では、地方の財政に係る制度の改革、地方行財政の「見える化」、IT化と業務改革、行政改革等に引き続き取り組む。地方交付税については、まち・ひと・しごと創生事業費における「取組の必要度」から「取組の成果」へのシフトを進めるとともに、トップランナー方式を新たに2業務に導入する。また、窓口業務の適正な民間委託等の加速、自治体クラウド等のIT化・業務改革、公営企業を含む業務の広域化・共同化を推進する。

国庫支出金については、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた取組とする観点から、地方の裁量度が高く、一定規模以上の国庫支出金を対象として、パフォーマンス指標の設定、活用等について具体化し、「見える化」及びPDCAサイクルによる取組等を加速させる。

文教・科学技術分野では、エビデンスに基づいた教育におけるPDCAサイクルの確立に向けた取組等を進める。その中で、人材育成や地域における人材の還流・定着等の観点から高等学校の役割がますます重要になっている。このため、高校教育におけるPDCAサイクルの推進に関する取組を改革工程表に追加する。また、官民の研究開発投資拡大を図るため、経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会において取りまとめられた「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」⁷も踏まえ、オープンイノベーションの促進に向けた取組等を進めるとともに、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能の強化を図る。

経済・財政一体改革推進委員会においては、今後、改革工程の進捗管理・点検・評価や新たな改革工程の策定に当たり、財政健全化の視点とともに、経済再生や分野横断的な視点からの検討に力点を置く。

KPI⁸については、定義の明確化を図ってきたところである。KPIの活用に加え、速報性がある指標や定量的な評価が可能な他の指標も整備・活用し経済・財政効果の把握に努めつつ、計画の中間時点（2018年度）における進捗状況の評価の進め方について検討する。

⁵ 医療保険者が、レセプト・特定健診等のデータを活用し、PDCAサイクルに沿って効果的かつ効率的に行う、加入者の健康の保持増進のための事業。

⁶ Internet of Things の略。日本語で「モノのインターネット」とも言われる。あらゆる物がインターネットにつながるための技術、新サービスやビジネスモデルを指す。

⁷ 科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ（平成28年12月21日経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会）

⁸ Key Performance Indicators：改革の成果の達成度合いを示す指標

2. 主要分野ごとの改革の取組

本プログラムでは、プログラム 2015 に掲げられている全ての改革項目について進捗状況の確認や必要な具体化等を行った。引き続き、全ての改革項目について、改定された改革工程表に基づき取組を進めていく。

各分野における改革初年度の主な取組状況と今後の取組は以下のとおりである。

[1] 社会保障分野

(1) 医療・介護提供体制の適正化

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

- ・地域医療構想について、2016 年 10 月末で 30 都府県が策定済みとなっており、2016 年度中に全ての都道府県が前倒しで策定完了予定である。
- ・平成 28 年度診療報酬改定において、地域包括ケアシステム⁹の推進と医療機能の分化・強化を図るため、入院医療について機能に応じた適切な評価の推進、かかりつけ医の評価など外来医療の機能分化・連携の推進等を実施した。
- ・医療費適正化基本方針を 2016 年 3 月に策定するとともに、11 月に改正を行い医療費の見込みの算定式を設定した。
- ・KPI の「年齢調整後の人一人当たり医療費の地域差半減」について、全国平均を超えている都道府県の人一人当たり医療費（年齢調整後）の平均と全国平均との差の全国平均に対する比率を 2014 年度時点と比べ 2023 年度までに半減する旨を明確化した。
- ・NDB¹⁰のオープンデータを 2016 年 10 月に厚生労働省のホームページに公開し、民間・研究者が利用可能な集計情報を公開した。また、研究者の探索的研究を可能とするためオンライントリサーチセンター¹¹の利用を開始した。
- ・人生の最終段階における医療について、患者の相談に適切に対応できる医療・ケアチーム（医師、看護師等）の育成研修を全国展開するなどの取組が進められている。
- ・医療費の地域差分析を進めるとともに、医療費の増加要因の分析を行った。年齢調整後の人一人当たり医療費の地域差について、入院医療費や高齢者の医療費等による寄与が大きくなっていることが明らかになった。また、高齢化など人口要因を除いて伸びの要因を分解したところ、入院外医療費の伸びが大きく、特に薬剤料が大きく影響していることが明らかになった。

(今後の主な取組)

- ・地域医療構想を着実に進めるためには、各都道府県の地域医療構想調整会議を

⁹ 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制。

¹⁰ レセプト情報・特定健診等情報データベースの呼称（ナショナル・データベース（National Data Base）の略）。厚生労働大臣が医療保険者等から収集する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に関する情報（レセプト情報）並びに特定健康診査・特定保健指導に関する情報（特定健診等情報）をNDBに格納し管理している。

¹¹ 研究者等がレセプト情報等をより簡便に適切な環境で利活用できるよう、セキュリティが確保された場所にユーザー端末を設置し、レセプト情報等の情報収集及び分析をすることができる施設。

通じて地域で協議を行っていくことが求められており、病床の機能分化・連携に向けて都道府県が主導する実効性のある取組を進めが必要。このため、地域医療介護総合確保基金について、各都道府県の取組状況に応じてメリハリある配分を行う。また、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて速やかに検討・策定するとともに、毎年度進捗を把握し、公表する。

- ・医療費の地域差半減に向けて、入院医療費については、地域医療構想の実現をはじめ政策的手段を駆使して取り組む。外来医療費については、医療費適正化基本方針で示されている取組を実施するとともに、できるだけ早く取組を追加できるよう検討する。また、病床機能の分化・連携の推進により増加する在宅医療等の影響については、都道府県が独自に医療費の見込みを推計できることとしている。国でも推計の方針を示すことが必要である。
- ・医療費の地域差や伸びの要因分析を、引き続き進めが必要。地域差については、疾患別・診療行為別に分析し、伸びの要因については、医療費水準や伸びの寄与が大きい部分の分析を進めていく。
- ・医療費適正化に向けた取組を推進するためには、国、都道府県、保険者、医療関係者、企業、国民が、それぞれの役割の下で協働して取り組むよう国や都道府県のガバナンスの強化を図ることが重要である。とりわけ、都道府県によるデータ分析等を通じた関係者調整等を行い実効性を確保していくことが重要である。そのために、国は医療費の地域差を半減する目標が都道府県の医療費適正化計画に適切に反映されるよう、引き続き都道府県に働きかけるとともに、医療費適正化計画が地域差半減に向けて着実に実行されるよう、調整交付金の医療費適正化のインセンティブとしての傾斜配分等について、2017年央までに検討する。
- ・2017年度末にその設置期限を迎える介護療養病床等について、関係審議会等における検討結果に基づき、2017年通常国会に法案を提出し、効率的なサービス提供体制への転換を図る。
- ・地域医療構想も踏まえた医療従事者の需給に関する検討結果に基づき、地域間偏在の是正など医師・看護職員等の需給に関する対策を実施する。
- ・医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者本人による意思決定を基本として人生の最終段階における医療を進めるプロセスの普及を図る。これに向けて、検討会を設置し、国民の意識や自治体の取組の調査を行うとともに、医療従事者による患者・家族への相談対応の充実、住民への普及啓発等、参考となる事例の全国展開を進める。

(2) 疾病予防・健康づくり、インセンティブ改革、公的サービスの産業化 (改革初年度におけるこれまでの取組状況)

- ・経済界、医療関係団体、自治体、保険者が連携して発足した日本健康会議において、「見える化」や好事例の全国展開を推進している。2020年の数値目標「健康なまち・職場づくり宣言2020」(8つの宣言)について、保険者全数調査を行い、達成状況を公表した。
- ・糖尿病性腎症重症化予防について、厚生労働省、日本医師会、日本糖尿病対策

推進会議の3者が協定を締結し、糖尿病重症化予防プログラムを策定した。これに基づき、日本医師会等と連携しつつ、都道府県単位でのプログラムの策定、市町村における重症化予防の取組を進めている。

- ・予防・健康づくりに取り組む保険者へのインセンティブについて、保険者種別で共通的に取り組むべき指標を提示した。国民健康保険では、2016年度から特別調整交付金を活用して保険者努力支援制度の趣旨を踏まえた取組を前倒しで実施する。
- ・個人のインセンティブについて、保健事業で実施する場合の具体的なガイドラインを2016年5月に公表し、取組を推進している。
- ・第2期（2018～2023年度）のデータヘルス計画の策定に向けて、全健康保険組合にアドバイスシートを作成し、送付するとともに、保険者と民間事業者のマッチングを推進するため「データヘルス・予防サービス見本市」を開催した。
- ・「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」において、審査業務の効率化・統一化、保険者機能の強化やビッグデータ活用方策等の検討を行い、年内に取りまとめを行う。
- ・介護保険外サービスについて、2016年3月に「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」（保険外サービス活用ガイドブック）を策定し、生活支援サービスの利用を推進している。
- ・介護費用の分析や適正化、効果的・効率的なケアマネジメントについて、モデル事業を実施しその手法を検討している。

（今後の主な取組）

- ・特定健診受診率の向上も含め予防対策を推進していくことが必要であり、特に受診率が低い国保等について、2018年度から都道府県が国保運営において中心的な役割を担うことを見据えながら対策の強化を検討することが必要である。保険者がデータヘルスを進めていく上で、ポータルサイト等も活用しながら、課題の「見える化」や事業のパッケージ化などを通じて、効果的な全国展開を行っていくことが必要である。
- ・先進的なデータヘルス事業を全国展開するため、「データヘルス・予防サービス見本市」など、民間事業者を活用し、保険者の取組を推進していく。また、データヘルスの推進や医療費動向の分析において保険者の機能強化が重要であり、審査支払機関の活用等による、保険者への支援策の強化を検討する。
- ・疾病予防・重症化予防の取組に加えて、日常生活の導線の中で健康づくり等への効果的な誘導を図ることも重要である。健康の維持・増進は、国民のQOLを向上させ医療コストを減らすだけではなく、生産性向上にも効果があることから、企業とも連携して取組を進める。
- ・介護分野においても、市町村が、要介護認定率や一人当たり介護費の地域差等の課題を分析した上で、自立支援・重度化防止に向けた取組や、給付費の適正化を進めるよう、新しい制度的枠組みを2018年4月から実施するための法案を2017年通常国会に提出する。

(3) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

(改革初年度におけるこれまでの取組状況と今後の主な取組)

- ・入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しを、2017年10月から段階的に実施する。
- ・かかりつけ医の普及に向けて、まずは病院・診療所間の機能分化の観点から、医療保険財政の持続可能性の観点等を踏まえつつ、病院への外来受診時の定額負担に関し、現行の選定療養による定額負担の対象の見直しを含め、具体的な検討を進め、2017年末までに結論を得る。関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）。
- ・かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入を含め、かかりつけ医の普及を進める方策や外来時の定額負担の在り方について、関係審議会等において更に検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。
- ・高額療養費制度の見直しを2017年8月から段階的に実施する。
- ・高額介護サービス費制度の見直しを2017年8月から実施する。
- ・介護保険における利用者負担割合の見直しを2018年8月から実施するための法案を2017年通常国会に提出する。
- ・介護納付金の総報酬割を2017年8月分から段階的に実施するための法案を2017年通常国会に提出する。
- ・マイナンバーの導入等の正確な金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、引き続き、医療保険制度における負担への反映方法について、関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。
- ・軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。
- ・生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定について、関係審議会等において具体的な内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応する。
- ・通所介護などその他の給付の適正化について、介護報酬改定の議論の過程で関係審議会等において具体的な内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応する。
- ・2018年度から福祉用具貸与の価格を適正化するための仕組みを実施する。
- ・薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

(4) 薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

- ・平成28年度診療報酬改定・薬価改定において、後発医薬品の価格見直し、後発品への置換えが進まない先発品の特例引下げ、費用対効果評価の試行的導入、かかりつけ薬剤師による服薬状況の一元的・継続的把握、服薬指導等への評価

の新設、湿布薬の取扱いの見直し等を実施した。

- ・「患者のための薬局ビジョン」¹²に基づき、かかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのモデル事業等を実施した。
- ・高額薬剤（オプジーボ）について、緊急的な薬価改定を実施し、2017年2月から薬価を50%引き下げるのこととした。

（今後の主な取組）

- ・「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（2016年12月）に基づき、薬価制度の抜本改革に向け、取り組む。
- ・後発医薬品については、使用割合は年々上昇しているが、更なる使用促進を検討するとともに、価格の算定ルールについても見直しを検討する。
- ・生活習慣病治療薬等の処方の在り方等について検討する。
- ・服薬情報の一元的、継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進するとともに、平成28年度の調剤報酬改定の影響等を調査・検証し、平成30年度診療報酬改定に向けて、検討を進める。

（5）年金

（改革初年度におけるこれまでの取組状況）

- ・中小企業の短時間労働者への被用者保険の適用拡大や、マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に合わせて調整する仕組みの導入、賃金に合わせた年金額の改定を含む年金額改定ルールの見直しを行う法案を提出し、第192回臨時国会において成立した。

（今後の主な取組）

- ・短時間労働者への被用者保険の適用範囲の更なる拡大について、年金機能強化法¹³附則第2条の規定に基づき、検討を行う。
- ・高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢、保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証に向けて、検討を行う。
- ・高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大や標準報酬の上下限の在り方の見直しなど、年金制度の再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、検討を行う。

（6）生活保護等

（改革初年度におけるこれまでの取組状況）

- ・医療扶助の地域差について分析を進めたところ、都道府県別の一人当たり医療扶助費は、都道府県別の一人当たり医療保険医療費と強い相関があり、地域差

¹² 患者のための薬局ビジョン（平成27年10月23日厚生労働省）

¹³ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）

の縮小は、医療全体の課題であることが示唆された。一方で公正な制度運営の観点から適正化を進めることは必要であり、頻回受診対策や後発医薬品の使用促進に引き続き取り組む。

- ・「生活保護受給者に対する健康管理支援等に関する検討会」を立ち上げ、2016年度をめどに取りまとめを行う。
- ・「未来への投資を実現する経済対策」¹⁴において、「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険の保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度（2017年度）から実現する」とされた。

（今後の主な取組）

- ・2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討を行う。
- ・2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、生活困窮者自立支援制度の在り方について検討を行う。
- ・2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する。

[2] 社会資本整備等

（1）持続可能な都市構造への転換と公共施設のストック適正化

（改革初年度におけるこれまでの取組状況）

- ・立地適正化計画¹⁵については、2016年7月31日現在、289団体が計画の作成について具体的な取組を行っており、4市が計画を作成・公表している。
- ・関係府省庁で構成されるコンパクトシティ形成支援チームの枠組み等を通じ、現地訪問コンサルティング、支援施策の充実、先行的取組事例集の公表、モデル都市の形成、取組成果の「見える化」等により、市町村の取組を支援した。
- ・公共施設等総合管理計画¹⁶については、2016年度末までに都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においては99.4%の団体において策定完了予定となっている。
- ・将来の人口見通しや維持管理・更新・修繕等の経費の今後の推計などの総合管理計画の主たる記載項目を、毎年度の取組内容等と併せて横比較できる形式で公表した。
- ・国有財産については、原則として全ての資産情報（売却予定、貸付け情報を含

¹⁴ 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）

¹⁵ 都市再生特別措置法に基づく制度。一定の人口密度に支えられた生活サービス機能の維持や、インフラ費用の抑制等による持続可能な都市経営の実現に向けた、都市全体の観点から作成する居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

¹⁶ 地方公共団体におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）。公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画であり、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月22日総務第74号）により整備を要請している。

む）を公開し、一般会計所属の普通財産のうち未利用国有地についての保有状況及び処分等の実績を公表している。公有財産については、2017年度末までに、98.8%の団体において、固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定であり、固定資産台帳の公表により公有財産に係る情報を「見える化」するよう地方公共団体に要請した。

- ・新たな事業規模目標を定めた「PPP¹⁷／PFI¹⁸推進アクションプラン」¹⁹が策定された。PPP／PFI手法導入を優先的に検討する仕組みが的確に運用され、着実に具体的な案件形成につながるよう、運用の手引を策定する。17地域（2016年度当初時点）においてPPP／PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォーム²⁰が形成された。

（今後の取組）

- ・まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資する、立地適正化計画に基づく事業等への重点化を推進する。あわせて、過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、民間事業者の積極的な活用を財政支援の要件とするなど必要に応じて支援施策を見直す。また、ビッグデータを活用した新たな調査手法や「まちの活性化」を測る指標を開発するとともに、都市計画に関する基礎データの利用環境の充実を図る。
- ・中心市街地の土地・資産の流動性を高めて有効利用を進め、投資や円滑な買換えを促すため、不動産情報の充実等により既存住宅・空き家等の流通を活性化する。
- ・都市計画に関する諸課題について検討する中で、都市計画道路見直しについて、地域ごとの実情を把握した上で、推進方策の取りまとめを行う。
- ・固定資産台帳の整備に合わせて、有形固定資産減価償却率²¹や一人当たりの維持管理に要する経費等について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表するなど、引き続き公共施設等に関する情報の「見える化」を徹底する。また、各団体の総合管理計画の主たる記載項目の公表について、新たに計画を策定する全ての団体分が横比較できるよう引き続き取り組むとともに、策定済み団体分についても計画の改訂の状況を反映するなど更なる「見える化」の充実を図る。
- ・具体的なガイドラインの活用や先進事例の横展開により実効的な個別施設計画

¹⁷ Public Private Partnership：公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。PFIはその一類型。

¹⁸ Private Finance Initiative：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

¹⁹ PPP／PFI推進アクションプラン（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）

²⁰ 地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP／PFI事業のノウハウ取得や案件形成能力の向上を図り、官民対話を通じて具体的な案件形成を目指す取組。

²¹ 債却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合であり、資産の経年の程度を示す指標。

の策定を支援する。公共施設のストック適正化を推進するため、既に防災・安全交付金において長寿命化計画の策定要件化等による老朽化対策への財政的な支援を行っているところであるが、例えば、社会資本整備総合交付金については、ストックの集約・再編、農業農村整備事業等については、ストックの集約・再編や長寿命化計画によるコスト圧縮を実現するため、こうした効果の高い事業に重点化する。

- ・老朽化が進む上下水道事業の持続可能性を確保し、効率性を高めるため、コンセッション²²の導入促進が重要である。こうした観点も含めて水道事業の基盤強化を図るため、水道法²³の改正や交付金制度等の利活用促進を通じた広域化等への取組を促進する。また、下水道についても、施設の改築に際して、コンセッション導入や広域化の検討を社会資本整備総合交付金等の財政支援の要件とすることにより、これらの取組を促進する。
- ・国有財産については、引き続き国有地の管理・処分の基本方針²⁴に基づき活用するとともに、公有財産については、民間事業者も参画した公有財産の有効活用を促進するため、民間提案を活用した取組等の先進事例の把握・横展開により、未利用資産等の活用促進を図る。
- ・一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、PPP／PFI手法の優先的検討の状況を踏まえつつ、適用拡大を進める。また、地方公共団体等に対して運用マニュアルの周知を行うなど地域プラットフォームの形成を支援する。あわせて、プラットフォームの形成数、プラットフォームで形成された案件数等の都道府県ごとの「見える化」を進め、地方公共団体における横展開を図る。

(2) 社会資本整備の基本戦略

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

- ・ストック効果の客観的・定量的把握や実務的な運用方法の検討、ストック効果の早期発現等の工夫を行うなど、ストック効果を最大化するための取組を開始した。
- ・既存施設のメンテナンスについては、各省庁の行動計画に基づき個別施設計画の策定を進めるとともに、インフラメンテナンス国民会議²⁵を設立した。
- ・2016年度より国が行う大規模な土工について原則としてICTを全面的に適用するなど、「i-Construction」²⁶の取組を推進している。
- ・建設産業の担い手の確保のため、社会保険未加入対策や若者・女性の活躍促進の取組を進めるとともに、建設技能労働者の経験が蓄積される「建設キャリア

²² 利用料金の徴収を行う公共施設等について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営等を委ねる手法。

²³ 水道法（昭和32年法律第177号）

²⁴ 未利用国有地等の管理処分方針について（平成23年5月23日財理第2199号）

²⁵ 産官学民が一丸となって技術や知恵を総動員してインフラメンテナンスに取り組むプラットフォーム。

²⁶ 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用し、建設現場の生産性向上を図る取組。

「アップシステム」の構築に向けて検討した。

- ・適正な工期を設定し、債務負担行為等の適切な活用により、閑散期、年度末の繁忙期における資機材・人材の効率的な活用を図るとともに、労働環境の改善を推進している。

(今後の取組)

- ・第4次社会資本整備重点計画²⁷等に基づき、ストック効果の高い社会資本整備の重点化に向けて、効果を多面的に計測するための指標の整備や投資面・施設運用面における工夫のインデックス化等の評価手法の整備を実施し、整備した評価手法を活用してP D C Aサイクルを徹底する。また、ストック効果の事例・データの蓄積を推進する。
- ・I O T、I C T等を全面的に活用するなど、インフラマネジメント全体の生産性や効率性を高める取組を進めることが重要である。そのため、既往のデータ整備・利活用の取組を引き続き進めるとともに、分野横断的に、官民連携して、必要なデータを把握、蓄積、利用するためのプラットフォームの連携・強化を進める。
- ・個別施設計画の策定を着実に進めることを通じて、適切に予防保全型維持管理を導入した場合の中長期の維持管理・更新等のコストの見通しを明確化する。また、インフラメンテナンス国民会議において、オープンイノベーションによる技術開発や公認フォーラム²⁸制度による企業間連携活動の推進等を進める。
- ・土工に加え、橋梁・トンネル・ダム等の工種及び維持管理を含む全てのプロセスにおいて、I C Tの活用を拡大する。また、調査・設計段階から施工、維持管理までの各プロセスにおいて3次元モデルを導入・活用するための基準類を整備する。あわせて、オープンデータ化の実現に向けた検討を実施し、公共工事の3次元データを活用するためのプラットフォームを整備する。
- ・社会保険未加入対策等や若者や女性の活躍推進の取組を引き続き進めるとともに、「建設キャリアアップシステム」の運用を開始する。
- ・引き続き、適正な工期を設定し、債務負担行為等を適切に活用して、事業の執行を平準化し、資機材・人材の効率的活用や企業収入の安定化、安定的な投資の促進、生産性の向上を目指す。
- ・地方交付税措置により重点課題として支援する「森林吸収源対策等の推進」について、関係府省庁が協力して、自治体による取組の成果を把握・検証した上で、翌年度以降の施策の在り方について検討し、所要の措置を講じるべく取り組む。

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組

(1) 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

- ・地方交付税の「人口減少等特別対策事業費」における「必要度」から「成果」

²⁷ 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）

²⁸ インフラメンテナンス上の課題について、産学官民の会員が自由に参画し、それぞれが有する技術やノウハウ等を活用して解決策を見いだすことのできる場。

へのシフト（「成果」の配分を集中改革期間の後に5割以上とすることを目指す）については、2017年度以降における「成果」の一層の反映に向けて、地方版総合戦略に基づく取組等の成果の実現状況の分析や地方団体からの意見聴取を行った。

- ・地方交付税におけるトップランナー方式については、対象業務である23業務中16業務について2016年度から基準財政需要額の算定に反映を開始した（基準財政需要額の減少額：2016年度441億円）。
- ・地方行財政改革の経済効果の検証（民間委託等に係るものも含む）について、内閣府において検証手法の検討を行い、効果の定量的分析に向け一定の方向性を得た。
- ・公営企業（水道事業・下水道事業・病院事業）の広域化等については、水道事業においては各都道府県における広域化等の検討体制の構築を要請した。下水道事業においては、全事業に求めている経営戦略の策定（2020年度まで）を通じて、最適化・広域化・共同化の検討を行うよう要請した（汚水処理に係る都道府県構想の見直し状況については、2015年度末において9都府県で構想の見直しが完了）。病院事業においては、公立病院を設置する地方団体に対して、地域医療構想の策定を踏まえた新公立病院改革プランの策定を通じて、再編・ネットワーク化の検討を行うよう要請した。
- ・地方創生の取組支援のための新型交付金（地方創生推進交付金）の創設・活用については、各地方自治体において重要業績評価指標を設定した上で、交付金を活用した事業を開始した。

（今後の取組）

- ・地方交付税の「人口減少等特別対策事業費」における「必要度」から「成果」へのシフトについて、地方団体の意見も聞きながら改革工程表に沿って検討し、成果を反映した配分を2018年度の後に5割以上とすることを目指すこととされていることを踏まえながら、2017年度から3か年かけて1,000億円のシフトを行う。
- ・地方交付税におけるトップランナー方式については、2016年度から導入された16業務について経費水準の2年目の見直しを実施するとともに、2017年度については新たに2業務について反映を開始する。
- ・地方行財政改革の経済効果の検証（民間委託等に係るものも含む）について、総務省から基礎データの提供を受け、当該データを活用して財政効果を推計した上で経済効果の定量的分析を進める。
- ・公営企業（水道事業・下水道事業・病院事業）の広域化等については、新たにKPIを設定して進捗の検証を行うこととし、独立した改革工程を明記して取り組む（例えば、下水道事業の都道府県構想、新公立病院改革プラン、経営戦略など地方団体の策定する各種計画での具体化を促す。）。
- ・地方交付税措置により重点課題として支援する「高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくり（地域運営組織）の推進」及び「自治体情報システム構造改革の推進」について、関係府省庁が協力して、自治体による取組の成果を把握・検証した上で、翌年度以降の施策の在り方について検討し、所要

の措置を講じるべく取り組む。

- ・地方創生の取組支援のための新型交付金（地方創生推進交付金）の創設・活用については、交付金を活用して地域間連携を促すとともに、交付対象となつた先駆的事例の全国展開を進める。また、各地方自治体における事業の進捗・効果検証を実施することにより、翌年度以降の交付金の採択事業に反映させ、P D C A サイクルを実施する。なお、2017 年度は、「地方創生加速化交付金」及び「地方創生推進交付金」の採択事業について効果検証を行い、効果検証手法や交付金事業全体の経済・財政効果等の在り方を検討する。

(2) 地方行財政の「見える化」

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

- ・地方財政の全面的な「見える化」については、2015 年度決算から、住民一人当たり行政コストを性質別・目的別で網羅的に、財政分析の内容も含めて「見える化」することとし、総務省ホームページにおいて公表すべく取り組んでいる。また、2014 年度決算までの決算情報を加工可能な形で e-Stat に登録し、利便性の向上を図った。
- ・地方交付税の基準財政需要額の内訳等については、市町村分についても誰もが利用できる形で公開を開始した。
- ・事務の民間委託や指定管理者制度の導入など、各自治体における行政改革への取組状況についても、全国や類似団体における状況との比較を含めて、総務省ホームページで公表している。

(今後の取組)

- ・地方財政の全面的な「見える化」については、引き続き 2016 年度以降の決算分についても総務省ホームページにおいて公表する。利用者が面積や人口規模、高齢化比率等の条件を任意に指定して横比較ができるよう、2016 年度中に e-Stat の機能の改修を実施し、利便性の向上を図る。
- ・都道府県・政令指定都市に係る予算・決算の対比に関する、一覧性のある形での「見える化」について、自治体の事務負担にも配慮しながら 2016 年度中に取り組む。
- ・窓口業務等の民間委託や自治体クラウドの推進に向けて、関係する住民一人当たり行政コストについて、類似の自治体間での横比較ができるよう、公共サービス関連情報の「見える化」の取組と合わせて、情報提供の充実を図る。

(3) 地方行政分野における改革

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

- ・2016～2018 年度の各年度において、窓口業務などについて、B P R²⁹の手法を活用しながら I C T 化・オープン化・アウトソーシングなどの業務改革を一体的に行い、住民の利便性向上につながるような取組についてモデルとなるような改革を実践してもらう「業務改革モデルプロジェクト」を 2016 年度は 7 市町村において実施している。

²⁹ Business Process Reengineering（業務プロセスの再構築）

- ・都道府県の協力を得て市町村における窓口業務等の民間委託の全国展開を進めるため、総務省が都道府県に対し、管内市町村の取組状況等に関する調査及びヒアリングを実施するよう要請した。
- ・連携中枢都市圏・定住自立圏について、国費による委託事業（連携中枢都市圏）やシンポジウムの開催等（定住自立圏）によって新たな圏域の形成を促進した。また、総務省より各圏域に対し、2016年度中に、各圏域の特性を踏まえ、施策や事業に応じてKPIを設定することを含め、成果を検証する仕組みを構築し、結果を明らかにするよう要請した。

（今後の取組）

- ・窓口業務等の民間委託の取組を含め、「業務改革モデルプロジェクト」については、2016年度中に歳出効率化の成果に関し、試行的な算定のフォーマットを作成するとともに、プロジェクト参加団体以外も含め、業務分析の手法を用いた先進団体における算定結果を公表する。2017年度においては算定フォーマットを更に検討する。
- ・連携中枢都市圏・定住自立圏については、各圏域においてKPIを設定した上で、指標の設定状況や達成状況を総務省において把握し、一元的に評価して公表する。

（4）IT化と業務改革、行政改革

（改革初年度におけるこれまでの取組状況）

- ・自治体クラウドの取組の全国展開等については、自治体クラウドグループの取組事例（全国で56グループ）について、クラウド化業務範囲、関連経費詳細項目の比較等や、当該経費の削減方策・効果等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、2016年8月に地方団体向けに「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」³⁰を示した。
- ・内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室と総務省が市町村を中心に首長を直接訪問し、クラウド導入の具体的検討を働きかけた上で、都道府県に対しても具体的な動きの見えてきた市町村の取組を支援するよう要請している。
- ・子育てワンストップ検討タスクフォース³¹において、子育て分野のうち、優先すべき課題について取りまとめ、2017年7月からのサービス開始に向け準備を進めている。

（今後の取組）

- ・自治体クラウドの取組の全国展開等については、技術面での助言を行うとともに、自治体クラウド（複数団体での共同化）の導入を地方交付税措置により重点的に支援する。あわせて、自治体クラウド導入団体（56グループ）における歳出効率化の成果について、その測定方法を検討した上で、結果を測定し、公

³⁰ 自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント（平成28年8月5日総務省通知）

³¹ IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会の下で、子育て支援に関する行政手続のワンストップ化に資するマイナンバー制度の活用について検討するための会議。

表する。

- ・マイナポータルにおける子育てワンストップサービス、コンビニ交付サービス等に関し、全国の市区町村に参加を促すための推進方策等について、関係府省庁で構成する「ワンストップ・カードプロジェクトチーム」にて検討を行い、2016年内に「アクションプログラム」を取りまとめる。また、マイナンバー及びマイナンバーカード利用の全体像を明らかにする。
- ・2016年度において、マイナンバー制度の活用や国による自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果の検証方法について検討した上で、2017年度において、経済・財政効果の検討結果の取りまとめを行う。

[4] 文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等

(1) 少子化の進展を踏まえた教職員定数の見通しなど予算の効率化及びエビデンスに基づくP D C Aサイクルの徹底

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

- ・教育政策に関する実証研究について、2016年度からの研究テーマ（①学級規模等の影響効果、②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析、③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析、④教員の勤務実態の実証分析）について公募等により研究の実施主体等を決定し、研究に着手した。
- ・国立大学法人について、2016年度から、運営費交付金の中に各大学の機能強化の取組構想とその評価に基づき重点配分する枠組みが新設され、重点配分が開始された。

(今後の取組)

- ・学校の業務効率化・業務改善に関し、教員の勤務実態調査を開始したところであり、今後、この調査結果等を踏まえて学校現場の教員の業務の質の向上を図る。
- ・教職員定数の中期見通しについて、文部科学省は2017年度概算要求に合わせて案を提示したところであり、2018年度までに少子化の進展、学校教育現場における諸課題、実証研究の進展、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえ予算の裏付けのある教職員定数の見通しの策定・公表に向けていく。
- ・教育におけるP D C Aサイクルの確立の中で、人材育成や地域における人材の還流・定着等の観点から、高校教育におけるP D C Aサイクルの推進に関する取組（高校教育等の「見える化」や先進事例の分析・展開、地域人材ニーズとの連携方策等）を新たに取組内容とし、今後その取組を進める。
- ・教育政策におけるエビデンスに基づくP D C Aサイクルの確立に際しては、幼児教育から高等教育、社会人教育までライフステージを通した教育全体について検証するものとともに、国・都道府県・市町村それぞれの権限を踏まえつつ実効性あるものとする必要がある。

(2) 国立大学・応用研究への民間資金の導入促進及び予算の質の向上・重点化

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

- ・国立大学の財源の多様化について、国立大学法人法の改正による余裕資金の運

用範囲の拡大や、収益を伴う事業の範囲の明確化等を行った。また国立大学法人に関する寄附金について、一定の個人寄附に対する税額控除制度が 2016 年度から導入された。

- ・また産学官連携を深化・実行していくためのイノベーション促進産学官対話会議が設置され、大学等の産学官連携の課題に対する処方箋や考え方について、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」が取りまとめられた。
- ・大学改革と競争的研究費改革の一体的推進について、指定国立大学法人制度の制度化が行われ、また、卓越研究員制度が開始された。

(今後の取組)

- ・卓越研究員制度等の制度創設・実施等がなされた段階から可能・適切なものについては新たな KPI（第 1 階層）を検討し、設定したところであり、指定国立大学法人制度等今後更に可能なものについて KPI の明確化・設定等を行い、取組の進捗を管理する。
- ・官民の研究開発投資の拡大を図るため、経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会において取りまとめられた「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」も踏まえ、オープンイノベーションの促進に向けた取組等を進めるとともに、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能の強化を図る。

(3) その他の分野

(外交)

(i) ODA

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

- ・外部評価や「見える化」サイトの更新等を通じて P D C A サイクルの強化及び評価等に関する情報公開を促進した。また、ODA を活用し、官民連携による開発協力を推進するとともに、途上国における我が国企業による質の高いインフラ整備を積極的に支援した。

(今後の取組)

- ・KPI の達成に向けて今後も上記の取組を継続していく。

(ii) 国際機関等への拠出

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

- ・有識者の意見を踏まえて策定した評価基準に基づき、任意拠出金を拠出する国際機関を対象として 4 段階評価を行い、結果を公表するとともに、それを活用して予算要求を行った。また、個別プロジェクトにイヤマークする任意拠出金は、行政事業レビューシートにおいてプロジェクトごとの目標達成状況をフォローアップした。

(今後の取組)

- ・更なる P D C A サイクルの強化、透明性確保を図るべく、上記の取組を継続し

ていく。

(安全保障・防衛)

(iii) 効率化への取組、調達改革に係る取組等

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

- ・「中期防衛力整備計画」³²に基づく防衛力整備の着実な推進を図るとともに、一層の効率化・合理化の徹底に取り組んでおり、これまでに合わせて3,690億円程度の縮減を図っている。

(今後の取組)

- ・引き続き、各種の効率化策に取り組むことで一層の効率化・合理化を図る。とりわけ、新設された防衛装備庁における取組として、プロジェクト管理については、当面は2015年11月にプロジェクト管理重点対象装備品に選定された12品目の着実な管理に努めるとともに、今後も対象品目の追加を検討していく。また、随意契約の適用件数、特別研究官の活用については、現時点ではKPI実績値が把握できないが、引き続き目標の達成に努める。

³² 中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）（平成25年12月17日閣議決定）